

## 新型コロナウイルス感染症対策に関する提言（第4回）

- 1 引き続き、積極的疫学調査体制の拡充等、感染者を増加させない取組に全力を傾注すること。
- 2 看護師や保健師などの有資格者の掘り起こしにより、保健所や外来・検査センターでの検体採取にあたる人材の確保に努め、検査体制の拡充を図ること。
- 3 感染拡大に伴い、かかりつけ医を持たない人などから医療機関にも多くの相談が寄せられている現状がある。保健師等相談にあたる人員の増員を行い保健所における相談体制の増強を図るとともに、医療機関への派遣についても状況を精査しながら対応すること。
- 4 院内感染が発生した場合の対応として、医療提供維持のための人的支援や、宿泊場所（ホテル等）や食事提供の確保といった医療従事者への生活支援が、遅滞なく実施できるよう事前準備に努めること。
- 5 感染者受入れ機関の清掃業務について、一般病棟での業務については、委託業者が継続して行えるよう支援を行うこと。
- 6 医療機関の経営を支えるための各種交付金が迅速に手元に届けられるよう、申請支援や交付事務の円滑化に努めるとともに、医療従事者が置かれている状況を把握し改善策を国に強く求めること。  
また、医療機関における防護服や医療用マスク等の医療資源の確保状況についても把握を行い、必要な改善を国に求めること。
- 7 外国人など情報弱者への感染防止や身近で感染が確認された際の対応等について、市町村との協力により周知徹底を図ること。
- 8 危機管理部に感染症に対応する医官がいないことから、健康福祉部の医官の兼務により、専門的な観点から危機管理にあたる体制を整えること。